

1 令和7年第2回会津若松市農業委員会 総会議事録

- 1 日時 令和7年2月20日(木)午後1時30分
- 2 場所 会津若松市河東支所2階大会議室
- 3 委員 農業委員 19名
農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した農業委員 19名

1番委員	長谷川 泰道	2番委員	大竹 吉弘	3番委員	古川 正俊
4番委員	春日部 一視	5番委員	荒井 重隆	6番委員	大島 光信
7番委員	庄司 遼	8番委員	二瓶 正貴	9番委員	多田 善信
10番委員	室野井 建一	11番委員	渡部 一夫	12番委員	折笠 康裕
13番委員	佐野 和枝	14番委員	武田 久美子	15番委員	星 俊典
16番委員	渡邊 直也	17番委員	手代木 久司	18番委員	佐々木 隆夫
19番委員	渡部 政美				

出席した農地利用最適化推進委員 15名

1番委員	梶内 徳仁	2番委員	中島 吉郁	3番委員	渡部 義勝
4番委員	長谷川 幸栄	5番委員	山田 千代志		
7番委員	齋藤 俊紀	8番委員	渡部 清		
10番委員	高橋 一浩	11番委員	島影 盛継		
13番委員	菅井 洋一	14番委員	佐藤 恒男	15番委員	渡部 政治
16番委員	高橋 一美	17番委員	渡部 裕末	18番委員	奈良橋 渉

5 欠席した農業委員 0名

欠席した農地利用最適化推進委員 3名

6番委員	田代 新一	9番委員	平塚 与八	12番委員	本田 武史

6 出席した事務局職員

事務局長	二瓶 潔	事務局次長	酒井 康之	主任主査	五十嵐 功一
主任主査	慶徳 幸一郎	主任主査	入江 俊一郎	主事	渡部 由華子

7 出席した執行機関職員(農政部農政課)

主査	小池 健介	主査	長谷川 研人	主事	相田 千春
主事	鈴木 匠				

議長（会長）	<p>只今より、令和7年第2回会津若松市農業委員会総会を開会いたします。本日、出席の農業委員は19名でありまして、定足数に達しております。また、総会会議規則第18条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は15名であります。</p> <p>次に、本日の会議日程について申し上げます。日程については、あらかじめ印刷の上、申し上げているとおりであります。ご了承願います。</p> <p>次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。署名委員については、総会会議規則第21条第2項の規定により私からご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。（異議なし の声あり）</p>
議長（会長）	<p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員4番・春日部 一視委員、同じく17番・手代木 久司委員、以上2名の方をご指名申し上げます。それでは議事に入ります。</p> <p>はじめに、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。（関係する議案により退席） 農地利用最適化推進委員 佐藤 恒男 委員</p>
議長（会長）	<p>はじめに、事務局の説明を求めます。</p>
農業委員会事務局	<p>総会資料の2ページをお開きください。議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について であります。この案件は、農地法第3条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。まず、南四合・町北班担当委員より1番から5番について報告願います。</p>
(農業委員6番) 大島 光信 委員	<p>農業委員6番大島より、議案第6号の1番から5番について報告いたします。申請内容は、議案書記載のとおりであります。1番から3番の案件は農業者への贈与による所有権の移転を、4番の案件は農業を営む法人への贈与による所有権の移転を、5番の案件は学校法人への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。なお、4番の案件につきましては条件付き許可として欄外※印1のとおり、許可に際し条件を付すものであります。また、5番の案件につきましては、学校法人がその目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供する場合、農地法第3条第2項各号の不許可要件のうち、効率的利用要件・法人要件・常時従事要件が適用外となるものです。なお、現地調査は、2月13日午前9時から、南四合・町北班委員3名が申請内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。</p>
議長（会長）	<p>次に、湊班担当委員より6番について報告願います。</p>
(農業委員10番) 室野井 建一 委員	<p>農業委員10番室野井より、議案第6号の6番について報告いたします。申請内容は、議案書記載のとおりであります。6番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。なお、現地調査は、2月14日午後3時から、湊班委員4名が申請内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。</p>
議長（会長）	<p>次に、神指班担当委員より7番から11番について報告願います。</p>
(農業委員3番) 古川 正俊 委員	<p>農業委員3番古川より、議案第6号の7番から11番について報告いたします。申請内容は、議案書記載のとおりであります。7番から9番の案件は農業者への売買による所有権の移転を、10番から11番の案件は各農業者の贈与での交換による所有権の移転について許可しようとするものです。なお、現地調査は、2月15日午前9時から、神指班委員2名が申請内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。</p>
議長（会長）	<p>次に、門田班担当委員より12番について報告願います。</p>

(農業委員7番) 庄司 遼 委員	<p>農業委員7番庄司より、議案第6号の12番について報告いたします。申請内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>12番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。</p> <p>なお、現地調査は、2月18日午前9時から、門田班委員4名が申請内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。</p>
議長（会長）	次に、大戸班担当委員より13番について報告願います。
(農業委員2番) 大竹 吉弘 委員	<p>農業委員2番大竹より、議案第6号の13番について報告いたします。申請内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>13番の案件は、認定農業者への贈与による所有権の移転について許可しようとするものです。</p> <p>なお、現地調査は、2月16日午前8時30分から、大戸班委員1名が申請内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。</p>
議長（会長）	最後に、堂島班担当委員より14番から15番について報告願います。
(農業委員1番) 長谷川 泰道 委員	<p>農業委員1番長谷川より、議案第6号の14番から15番について報告いたします。申請内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>14番の案件は農業者への売買による所有権の移転、15番の案件は認定農業者への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。</p> <p>なお、現地調査は、2月16日午前9時から、堂島班委員3名が申請内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。</p>
議長（会長）	<p>各班担当委員からの調査報告が終わりました。</p> <p>本件について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(挙手 推進委員15番 渡部 政治委員)</p>
(推進委員15番) 渡部 政治 委員	13番の案件について、条件が良さそうな土地に見えるが、売買ではなく贈与に至った経緯を教えていただきたい。
(農業委員2番) 大竹 吉弘 委員	譲受人が以前から借りていた土地であり、譲渡人の父が亡くなり、家族で耕作者がいなくなった経緯から譲渡に至りました。
議長（会長）	<p>それではお諮りいたします。議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
議長（会長）	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可するものと決せられました。</p> <p>(退席した委員が入室)</p>
議長（会長）	次に、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	<p>総会資料の21ページをお開きください。</p> <p>議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について であります。</p> <p>この案件は、農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。</p> <p>なお、2番の案件につきましては、北会津町三本松地内における太陽光発電設備の設置に係る許可申請となりますが、事業者より立会いが困難なため、現地調査について3月に変更したいとの申出があったことから、審査を保留することとし、2番を除く1件について審議をお願いするものです。説明は以上です。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>まず、荒井班担当委員より1番について報告願います。</p>
(委員番) 奈良橋 渉 委員	<p>推進委員18番奈良橋より、議案第7号の1番について報告いたします。申請内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、大型重機などの駐車場として整備する計画で、所有権を移転するものです。</p>

	<p>農地区分は、第1種農地ではありますが、「既存施設拡張事業」に該当することから、許可可能なものであります。</p> <p>なお、現地調査につきましては、2月18日午前9時20分から、農地部3名、荒井班委員3名、事務局1名の計7名で実施した経過にあり、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済で、申請目的実現の確実性など、許可要件の一般基準に照らし特段異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>																											
<p>議長（会長）</p> <p>（農地部長） 折笠 康裕 委員</p>	<p>また、本件につきましては、農地部との合同調査となっておりますので、農地部長より調査報告をお願いします。</p> <p>ただ今の案件について農地部で現地調査を行ったところ、何ら異議無いものとしてご報告いたします。</p>																											
<p>議長（会長）</p>	<p>それではお諮りいたします。議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。（異議なし の声あり）</p>																											
<p>議長（会長）</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可するものと決せられました。</p> <p>次に、議案第8号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。（農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席）</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>農業委員</td> <td>二瓶 正貴</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>武田 久美子</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>渡邊 直也</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>佐々木 隆夫</td> <td>委員</td> </tr> </table> <p>（関係する議案により退席）</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>農地利用最適化推進委員</td> <td>梶内 徳仁</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>山田 千代志</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>本田 武史</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>佐藤 恒男</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高橋 一美</td> <td>委員</td> </tr> </table>	農業委員	二瓶 正貴	委員		武田 久美子	委員		渡邊 直也	委員		佐々木 隆夫	委員	農地利用最適化推進委員	梶内 徳仁	委員		山田 千代志	委員		本田 武史	委員		佐藤 恒男	委員		高橋 一美	委員
農業委員	二瓶 正貴	委員																										
	武田 久美子	委員																										
	渡邊 直也	委員																										
	佐々木 隆夫	委員																										
農地利用最適化推進委員	梶内 徳仁	委員																										
	山田 千代志	委員																										
	本田 武史	委員																										
	佐藤 恒男	委員																										
	高橋 一美	委員																										
<p>議長（会長）</p>	<p>はじめに、事務局の説明を求めます。</p>																											
<p>農業委員会事務局</p>	<p>総会資料の24ページをお開きください。</p> <p>議案第8号 農用地利用集積計画の決定について であります。</p> <p>この案件は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定を求めるものです。説明は以上です。</p>																											
<p>議長（会長）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>はじめに、所有権移転について、各班担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>まず、八田班担当委員より1番から2番について報告願います。</p>																											
<p>（農業委員12番） 折笠 康裕 委員</p>	<p>農業委員12番折笠より所有権移転の1番と2番について、ご報告いたします。</p> <p>1番の案件は認定農業者に対する所有権の移転をしようとするもので、2月15日午前9時30分より、担当委員3名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。</p>																											
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、堂島班担当委員より3番について報告願います。</p>																											
<p>（推進委員10番） 高橋 一浩 委員</p>	<p>推進委員10番高橋より所有権移転の3番について、ご報告いたします。</p> <p>3番の案件は認定農業者に対する所有権の移転をしようとするもので、2月13日午後3時より、担当委員3名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。</p>																											
<p>議長（会長）</p>	<p>続きまして、利用権設定について、各班担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>まず、南四合・町北班担当委員より1番から8番について報告願います。</p>																											
<p>（農業委員13番） 佐野 和枝 委員</p>	<p>農業委員13番佐野より利用権設定の1番から8番について、ご報告いたします。</p> <p>1番から4番の案件につきましては農業を営む法人に対する利用権設定で、5番から8番につきましては農家間における利用権設定です。</p> <p>2月13日午前9時より、担当委員3名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。</p>																											
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、農業委員会事務局より9番から15番について報告願います。</p>																											

<p>農業委員会事務局</p>	<p>旧市・一箕・東山の各委員が退席中により事務局からご報告いたします。利用権設定の9番から15番についてでございます。 なお、14番の案件には、高野地区内の農地を含んでおりますが、面積の大きい旧市・一箕・東山班より報告いたします。 これらの案件につきましては、農家間における利用権設定です。 2月15日正午より、担当委員2名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>議長（会長） （農業委員10番） 室野井 建一 委員</p>	<p>次に、湊班担当委員より16番から19番について報告願います。 農業委員10番室野井より利用権設定の16番から19番について、ご報告いたします。 これらの案件につきましては、16番の案件につきましては、認定新規就農者に対する利用権設定で、17番の案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定で、18番の案件につきましては、農家間での利用権設定で、19番の案件につきましては、農業を営む法人に対する利用権設定です。 2月14日午後3時30分より、担当委員4名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>議長（会長） （農業委員4番） 春日部 一視 委員</p>	<p>次に、高野班担当委員より20番から29番について報告願います。 農業委員4番春日部より、利用権設定の20番から29番について報告いたします。 これらの案件は、農家間における利用権設定であり、2月14日午後4時30分より、担当委員3名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>議長（会長） （農業委員3番） 古川 正俊 委員</p>	<p>次に、神指班担当委員より30番から46番について報告願います。 農業委員3番古川より、利用権設定の30番から46番について報告いたします。 30番から44番は農家間における利用権設定、45番と46番は農業を営む法人に対する利用権設定です。 2月15日午前10時より、担当委員2名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>議長（会長） （農業委員7番） 庄司 遼 委員</p>	<p>次に、門田班担当委員より47番から65番について報告願います。 農業委員7番庄司より利用権設定の47番から65番について、ご報告いたします。 これらの案件につきましては、農家間における利用権設定です。 2月18日午前9時30分より、担当委員4名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>議長（会長） （農業委員2番） 大竹 吉弘 委員</p>	<p>次に、大戸班担当委員より66番から72番について報告願います。 農業委員2番大竹より利用権設定の66番から72番について、ご報告いたします。 これらの案件につきましては、農家間における利用権設定です。 2月16日午前9時より、担当委員1名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>議長（会長） （農業委員5番） 荒井 重隆 委員</p>	<p>次に、荒井班担当委員より73番から88番について報告願います。 農業委員5番荒井より利用権設定の73番から88番について、ご報告いたします。 なお、79番、82番、84番の案件につきましては他の班の農地も含んでおりますが、荒井班より報告いたします。 73番から86番の案件につきましては農家間における利用権設定で、87番から88番の案件につきましては農業を営む法人に対する利用権設定です。 2月15日午後2時より、担当委員3名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>議長（会長） （推進委員4番） 長谷川 幸栄 委員</p>	<p>次に、川南班担当委員より89番から101番について報告願います。 推進委員4番長谷川より利用権設定の89番から101番について、ご報告いたします。 なお、98番の案件につきましては他の班の農地も含んでおりますが、川南班より報告いたします。 89番から99番の案件につきましては農家間における利用権設定で、100番から101番の案件につきましては農業を営む法人に対する利用権設定です。</p>

<p>議長（会長） （農業委員 15 番） 星 俊典 委員</p>	<p>2月15日午後3時より、担当委員3名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。</p> <p>次に、館ノ内班担当委員より102番から112番について報告願います。</p> <p>農業委員15番星より利用権設定の102番から112番について、ご報告いたします。</p> <p>101番から110番の案件につきましては、農家間における利用権設定で、111番から112番の案件につきましては農業を営む法人に対する利用権設定です。</p> <p>2月15日午後2時より、担当委員2名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>議長（会長） （推進委員 13 番） 菅井 洋一 委員</p>	<p>次に、八田班担当委員より113号から117番について報告願います。</p> <p>推進委員13番菅井より、利用権設定の113番から117番について報告いたします。なお、117番の案件には、八田地区内の農地を含んでおりますが、面積の大きい日橋班より報告いたします。</p> <p>113番と114番は農家間における利用権設定、115番から117番は農業を営む法人に対する利用権設定です。</p> <p>2月13日午前10時30分より、担当委員3名が申出の内容について調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>議長（会長） 農業委員会事務局</p>	<p>次に、118号から151番については事務局より報告願います。</p> <p>日橋班が全員退出していることから事務局より、利用権設定の118から151番について報告いたします。</p> <p>118番から147番は農家間における利用権設定、148番から151番は農業を営む法人に対する利用権設定です。</p> <p>2月14日午後1時より、担当委員3名が申出の内容について調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>議長（会長） （推進委員 10 番） 高橋 一浩 委員</p>	<p>最後に、堂島班担当委員より152号から178号について報告願います。</p> <p>推進委員10番高橋より、利用権設定の152番から178番について報告いたします。</p> <p>152番から175番は農家間における利用権設定、176番から178番は農業を営む法人に対する利用権設定です。</p> <p>2月16日午前9時30分より、担当委員3名が申出の内容について調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>議長（会長） （推進委員 15 番） 渡部 政治 委員 （農業委員 9 番） 多田 善信 委員</p>	<p>各班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （挙手 推進委員15番 渡部 政治委員）</p> <p>101番の株式会社ニーズは新規で田と畑を無償での貸借だが実態はどのようなものか。</p> <p>新鶴で昔から仕事関係で付き合いがある事は聞いています。今回はじめて農業に参入して、農作物を東京に流通するようです。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>本件について、他にご質問等ございませんか。 それではお諮りいたします。議案第8号 農用地利用集積計画については、これを原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第8号 農用地利用集積計画については、原案のとおり決せられました。 （退席した委員が入室）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、議案第9号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見についてを議題といたします。 （農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席） 農業委員 手代木 久司 委員 （関係する議案により退席） 農地利用最適化推進委員 島影 盛継 委員 奈良橋 渉 委員</p>

議長（会長）	はじめに、事務局及び農政部農政課の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の37ページをお開きください。 議案第9号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について であり ますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項において、「市町村 が農用地利用集積等促進計画（案）を定めようとするときは、当該市町村の長は 農業委員会に意見を聴くものとする」と規定されており、令和7年2月4日付 け、6農政第1430号にて会津若松市長より意見を求められております。 詳細につきましては、農政部農政課の担当者よりご説明申し上げます。
農政部農政課	日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご 理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 議案第9号農用地利用促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関 する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆 様にご審議いただきます。 2月総会の案件は、崎川地区、東田面地区、天満地区、下馬渡地区、赤井地 区、門田第4地区、一般地区になります。 38ページをご覧ください。 新たな農地中間管理権の設定につきましては崎川地区が4件、東田面地区が7 件、天満地区が3件、下馬渡地区が1件、赤井地区が1件、一般地区が12件とな ります。なお、崎川地区、東田面地区、天満地区につきましては、地域全体で中 間管理機構を活用した集積に取り組んでおり、既存の契約が満期を迎えることか ら、新たに中間管理権を設定するものです。 次に、農地中間管理の再設定につきましては門田第4地区が2件となり、耕作 者変更による再設定となります。
議長（会長）	事務局及び農政課からの説明が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （挙手 農業委員5番 荒井 重隆 委員）
（農業委員5番） 荒井 重隆 委員	今回の議題で、農地中間管理権の設定された筆数と、現在、中間管理機構が保 有している全ての筆数を教えていただきたい。
農政部農政課	今回で500筆、今年度の実績は後程お伝えします。
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第9号 農用地利用集積等促進計画（案）に ついては、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第9号 農用地利用集積等促進計画については、異議のない旨を 回答することといたします。 （退席した委員が入室）
議長（会長）	次に、議案第10号 租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づく「引き続 き農業経営を行っている旨の証明書」の交付について を議題とし、事務局の説 明を求めます。
農業委員会事務局	議案書の50ページをお開きください。 議案第10号 租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づく「引き続き農業 経営を行っている旨の証明書」の交付について であります。 この案件は、贈与税の納税猶予の特例を適用している相続人が、引き続き、特 例の適用を継続するためには、過去3年間において農地を農地として適切に管理 していることが要件とされており、その証明書の交付の可否についてご審議いた だくものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局及び農政課からの説明が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第9号 農用地利用集積等促進計画（案）に ついて は、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第9号 農用地利用集積等促進計画について は、異議のない旨 を回答することといたします。 （退席した委員が入室）

議長（会長）	次に、議案第10号 租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	議案書の50ページをお開きください。 議案第10号 租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付についてであります。 この案件は、贈与税の納税猶予の特例を適用している相続人が、引き続き、特例の適用を継続するためには、過去3年間において農地を農地として適切に管理していることが要件とされており、その証明書の交付の可否についてご審議いただくものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、湊班担当委員の調査報告を求めます。
（推進委員1番） 梶内 徳仁 委員	議案第10号の1番について、推進委員1番梶内より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている申請人が、引き続き納税猶予の適用を受けるため、納税猶予の継続届出書を税務署に提出する際に必要な証明となります。 調査月日は、2月15日午前10時より、担当委員3名が申請書記載内容について確認や現地調査等を実施した結果、対象農地の譲渡や違反転用、遊休化等もなく、適切に管理されていることを確認し、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	湊班担当委員の調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございますか。 （なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第10号 租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を交付することと決せられました。 次に、議案第11号 租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」及び「引き続き特定貸付を行っている旨の証明書」の交付についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の51ページをお開きください。 議案第11号 租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」及び「引き続き特定貸付を行っている旨の証明書」の交付についてであります。 この案件は、贈与税の納税猶予の特例を適用している者が、引き続き、特例の適用を継続するためには、過去3年間において農地を農地として適切に管理又は特定貸付していることが要件とされており、その証明書の交付の可否についてご審議いただくものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、八田班担当委員の調査報告を求めます。
（農業委員10番） 室野井 建一 委員	議案第11号の1番について、農業委員10番室野井より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている申請人が、引き続き納税猶予の適用を受けるため、納税猶予の継続届出書を税務署に提出する際に必要な証明となります。 調査月日は、2月14日午後5時30分より、担当委員4名が申請書記載内容について確認や現地調査等を実施した結果、対象農地の譲渡や違反転用、遊休化等もなく、適切に管理されていることを確認し、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	八田班担当委員の調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございますか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第11号 租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」及び「引き続き特定貸付を行っている旨の証明書」を交付することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）

議長（会長）	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第11号 租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」及び「引き続き特定貸付を行っている旨の証明書」を交付することと決せられました。</p>
議長（会長）	<p>次に、議案第12号 地域計画（案）に関する意見についてを議題とし、事務局及び農政部農政課の説明を求めます。</p>
農業委員会事務局	<p>総会資料の52ページをお開きください。 議案第12号 地域計画（案）に関する意見について であります。農業経営基盤強化促進法第19条第6項におきましては、「地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聴かなければならない」と規定されており、令和7年2月5日付け、6農政第1464号にて会津若松市長より意見を求められております。 また、本日、12件の地域計画案と併せて別紙1として「地域計画（案）に関する意見について（回答）」をファイルに綴じの上、配布しております。 これは、今後、地域計画を実現していくためには、地域における話し合い等、継続した取組が重要であることから、会長より地域計画（案）に対する回答にあたっては、「地域計画の実現に向けた取組への要望についても意見として付すべき」との意向が示されたことを踏まえ、役員会において協議した内容をまとめたものとなりますので、計画案と併せてご確認をお願いいたします。 なお、記載の4項目のうち1から3については昨年10月28日に市長へ提出した農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の内容をより具体化したもので、4は事務手続き上の留意点に触れております。事務局からは以上となりますが、地域計画（案）の詳細につきましては、農政部農政課の担当者よりご説明申し上げます。</p>
農政部農政課	<p>日頃より、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。 議案第12号 地域計画（案）に関する意見について、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、農業委員会の皆様にご審議いただきます。別紙1をご覧ください。令和6年12月から令和7年2月にかけて実施しました地域計画に関する協議の場におきましては、農業委員会の皆様にもご出席いただいたところですが、その際に出されました意見等を踏まえ、市が作成した地域計画案が2枚目以降の資料です。 地域計画案について、ご意見等ございましたら頂戴したく存じます。 なお、今後の策定の流れにつきましては、3月上旬から下旬頃にかけて地域計画案の縦覧を行い、3月末に、策定された地域計画案の公告を行う予定です。 以上で説明を終わらせていただきます。</p>
議長（会長）	<p>事務局及び農政課からの説明が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）</p>
議長（会長）	<p>それではお諮りいたします。議案第12号 地域計画（案）に関する意見については、別紙、回答書（案）のとおり、市長へ送付することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）</p>
議長（会長）	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第12号 地域計画（案）に関する意見については、別紙、回答書（案）のとおり、回答することに決せられました。</p>
議長（会長）	<p>次に報告に移ります。 報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について、 報告第5号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、 報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理については、事務局より報告願います。</p>
農業委員会事務局	<p>報告第4号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について、ご報告いたします。届出の詳細は、議案書に記載のとおりであります。 これらの12案件につきましては、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項により事務局長が専決処分し、同条第2項により報告するものであります。 次に、報告第5号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の1番から2番について、報告いたします。届出の詳細は、議案書記載のとおりです。</p>

議長（会長）	<p>これらにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。</p> <p>なお、都市計画法上としまして、備考欄の留意事項のとおり意見が付されております。</p> <p>次に、報告第6号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の1番から3番について、報告いたします。届出の詳細は、議案書に記載のとおりであります。</p> <p>これらにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項により事務局長が専決処分し、同条第2項により報告するものであります。</p> <p>なお、都市計画法上の留意事項といたしまして、備考欄のとおり意見が付されております。</p> <p>報告でございます。ご了承願います。 以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会といたします。</p> <p>（午後2時35分閉会を宣言する）</p>
--------	--

この議事録は、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和7年 月 日

会津若松市農業委員会 会長 渡部 政美

農業委員4番 春日部 一視

農業委員17番 手代木 久司